

## 令和6年4月からの高温等被害対策資金の概要

### 1 目的

令和6年4月からの高温等の影響で、さくらんぼの減収等の被害を受けた農業者等に対し、再生産及び経営の維持安定のために必要な資金の融資を行い、農業者等の生産活動の維持を図る。

### 2 資金概要

資金名	令和6年4月からの高温等被害対策資金（山形県農林漁業天災対策資金）
対象災害	令和6年4月からの高温少雨
貸付対象者	○ 被害農業者 農業を主な業務とする者（年間総所得の5割以上を農業所得が占める者）で、市町村長の被害認定を受けた者 （被害認定の基準：農作物等の減収量が30%以上、かつ、減収による損失額が平年農業等総収入の10%以上）
資金使途	種苗、肥料、薬剤、資材購入費等の運転資金
貸付限度額	○ 果樹栽培者（果樹収入が5割以上） 500万円（法人2,500万円）又は損失額の55%のいずれか低い額 ○ 一般農業者（果樹収入が5割未満） 200万円（法人2,000万円）又は損失額の45%のいずれか低い額
償還期限	被害程度に応じ3年～6年以内（据置期間なし）
貸付利率	0.90%以内（融資機関の利率引下げにより無利子化又は低利子化の場合あり）
貸付期間	令和6年7月10日（発動日）～令和7年3月31日
融資枠	1.9億円

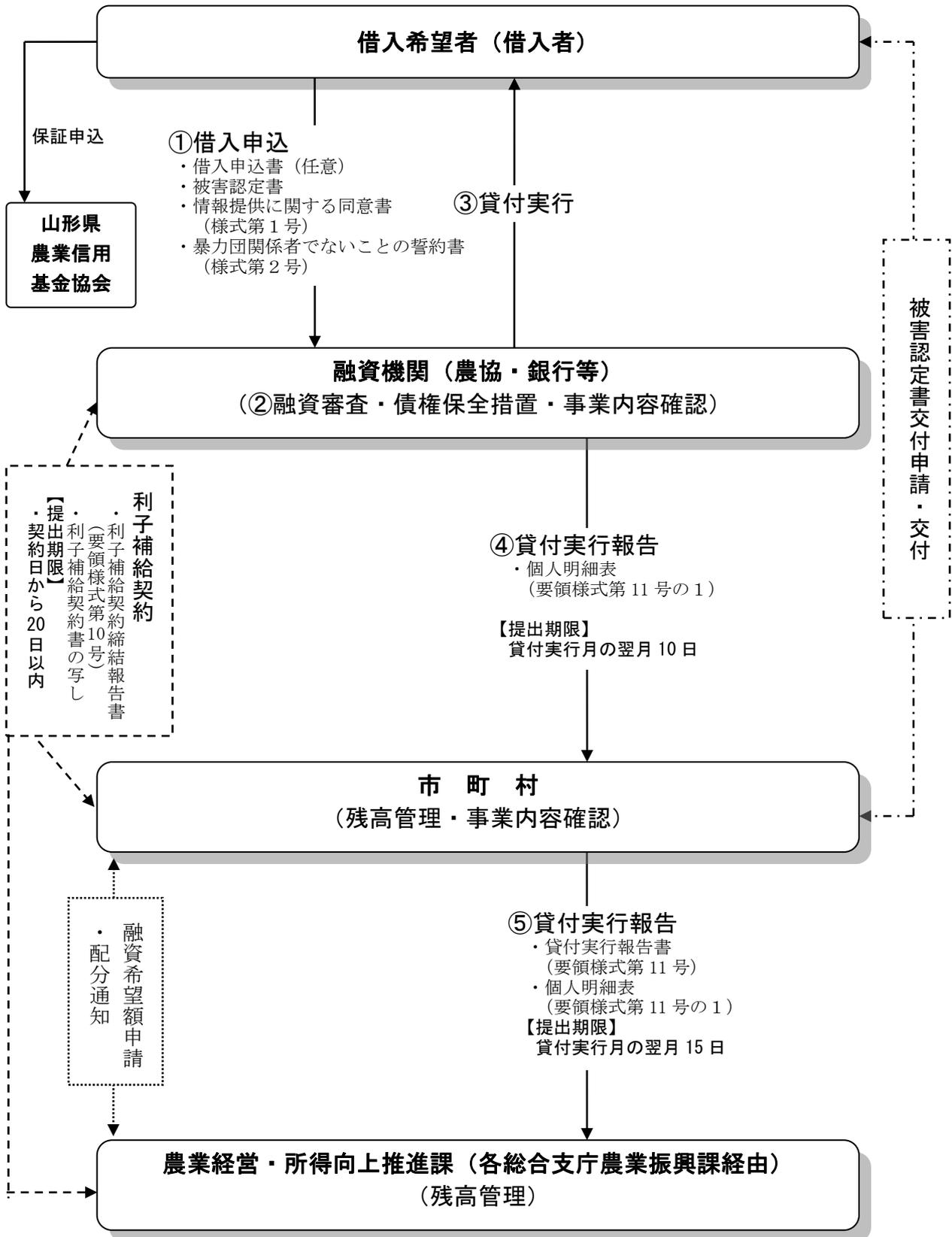
### 3 利子補給の事業内容

- 実施主体：市町村
- 仕組み
  - ・ 基準金利（2.65%）のうち、県・市町村が利子補給し引下げ ⇒ 0.90%
  - ・ 県・市町村による引下げ後、融資機関が独自に引下げを行う場合 ⇒ 無利子（最大引下げの場合）

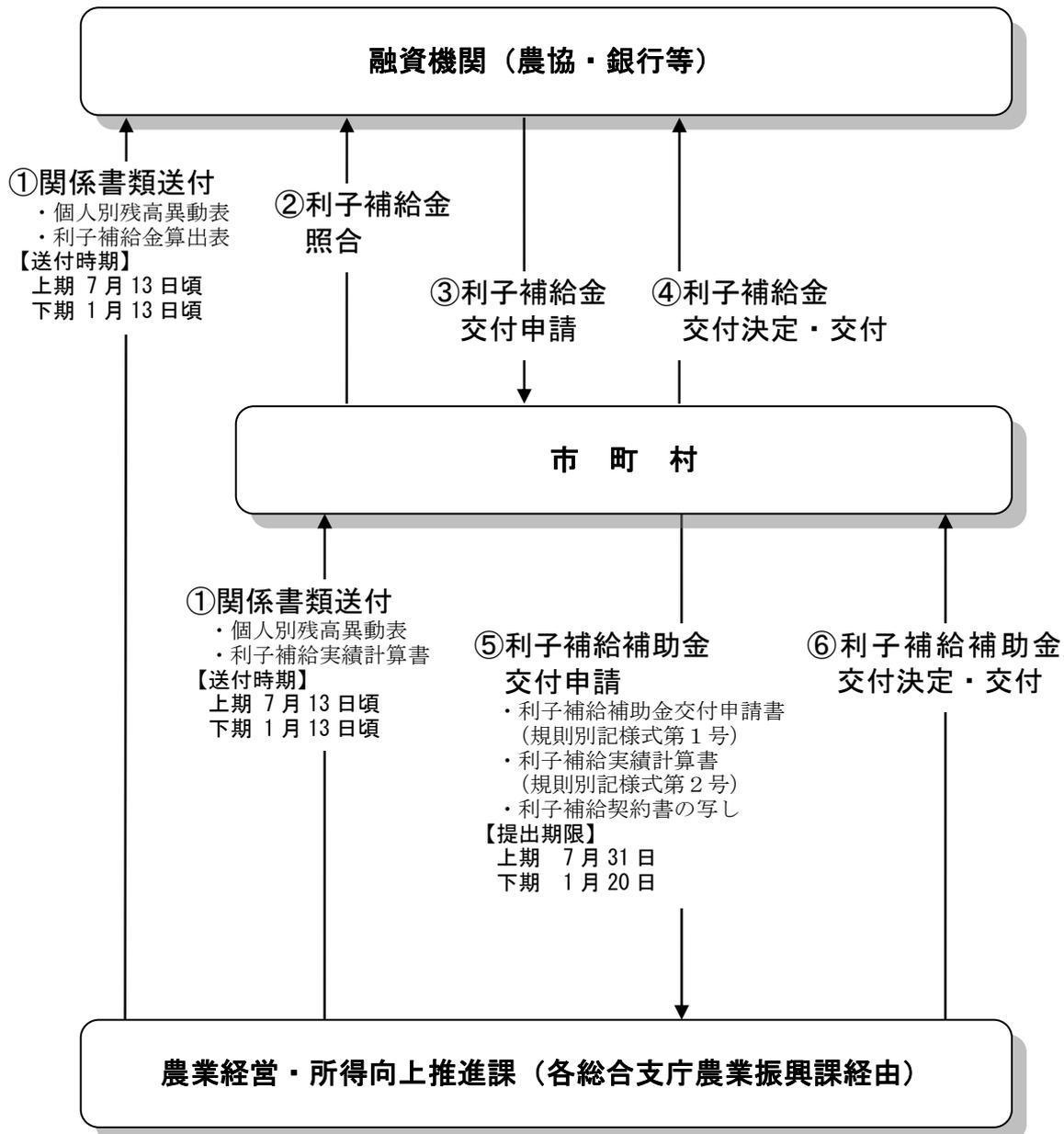
基準金利	2.65%
利子補給率	1.75%
県（66.5%）	1.16375%
市町村（33.5%）	0.58625%
貸付利率	0.90%

# 山形県農林漁業天災対策資金に係る事務フロー図

## (1) 借入申込～貸付実行



## (2) 利子補給（補助）申請～交付



※ 規則：山形県農林漁業天災対策資金利子補給補助金交付規則

※ 要領：山形県天災資金等事務取扱要領